

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

2024年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診時	する	1点
	しない	3点
再診時 (3ヶ月に1回)	する	1点
	しない	2点

※他の医療機関からの診療情報提供書を持参された方は、診療報酬点数は初診時1点、再診時(3ヶ月1回) 1点となります。

- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力ください。
- マイナ保険証を利用する場合も、自治体独自の医療費助成等については、これまでどおり資格証等をご持参ください。



神奈川歯科大学附属病院  
Kanagawa Dental University Hospital